

—新型コロナウイルス感染症に伴う市独自支援—

## オンライン学習用のパソコン等購入を 支援しています

四街道市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、大学・専門学校等におけるオンライン授業が増加していることから、学生世帯の経済的な負担軽減を図るため、新たにオンライン学習用のパソコン及びタブレット端末を購入した大学生などに対して、1回に限り購入費用の2分の1に相当する額(上限1万円)の補助金交付を令和3年7月1日から開始しました。

支給の対象は、補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳に記録されていて、大学・専門学校等に在学し、令和3年1月1日以降にオンライン授業を受けるためにパソコン又はタブレットを購入した人です。

### ■ 対象

- ・令和3年1月1日以降にオンライン授業を受けるためにパソコン又はタブレットを購入した人
- ・補助金の交付申請の際、大学・専門学校等に在学している者であること。
- ・補助金の交付申請の際、本市に居住し、住民基本台帳に記録されている者であること。

### ■ 申請期間

- ・令和3年7月1日(木)～令和3年12月28日(火)(消印有効)

### ■ 申請方法

- ・「ぴったりサービス」から電子申請
- ・必要書類を情報推進課に持参または郵送で提出

### ■ 必要書類

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・補助対象経費に係る領収書の写し
- ・学生証の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

■ 支給金額

- ・パソコン及びタブレットの購入費用の2分の1に相当する額(上限1万円)

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。

お問い合わせ先

経営企画部情報推進課

担当:高木

☎ 043-421-6163